

条例点検票

			作成年月日	令和4年6月16日
条例番号	平成23年静岡市条例 第4号	条例名	静岡市商業の振興に関する条例	
制定年月日	平成23年3月22日	最終改正年月日	平成23年3月22日	
所管課名	商業労政課			
条例の概要	商業の振興に関し、基本理念を定め、商業者等、商店街団体、地域経済団体及び市の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、市の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、商業の振興を総合的に推進し、もって市民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	課題である「社会経済情勢の変化」や目的である「変化に応じた変革に努め、商業の活力向上を図っていくこと」に今後も変わりはない。まちづくりに関わる全ての人の役割を明らかにし、市の施策推進に必要な基本事項を定めた本条例は必要である。	変更なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	地域社会の構成員（商店街団体、大型店、地域経済団体、市民、市）それぞれが果たすべき責務を規定することで、社会経済情勢の変化に応じた変革、商業の活力向上が効果的・効率的に発揮でき、より一層の課題解決に繋がっている。	変更なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a. 外部コスト 第8条第1項において、良質な商品等の選択に努めることを市民の役割としていることで、追加コストを発生させる可能性があるが、過度な外部コストを求めているものではない。 b. 内部コスト 第9条第1項の規定により策定が要請されている、商業施策についての基本計画は、「市総合計画」及び「市産業振興プラン」に紐づく個別計画でもあり、基本計画の策定及びそれに則った各事業の実施においては、本条例及び上位計画との整合を図る必要がある	a. 近年においては、SDGs等の観点から、消費者側も社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行う「エシカル消費」の取組（消費者庁）が推進されており、商品選択の概念は社会通念上の相当性を有すると考える。また、コスト負担も軽微であり且つ努力目標に過ぎないことから、過度な外部コストを求めているものではなく、変更の必要はない。 b. 本条例と市総合計画及び市産業振興プランの理念・方向性は大きく異なるものではなく、その整合を図ることは不必要に煩雑なものではないことから、変更の必要はない。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	個人の経済活動に対する法的規制は、著しく不合理であることが明白でなければ違憲には当たらないとされた判例があることから、努力目標に過ぎない本条例の規定に違法性はないものと解される。	変更なし		

様式 1

オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	第3条第3項において、それぞれが相互に尊重し、協力し、補完し合って商業の振興を推進するものと定めている。第4条～第8条では、それぞれの責務・役割を定めている。	変更なし	
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・商業に特化した基本計画策定の規定は見受けられない。 ・本市よりも具体的にそれぞれの責務を規定している都市が見受けられるが、同様の規定を追加する必要性は低い。	変更なし	
キ その他	第2条(3) 地域経済団体に「(略)…中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第51条第1項の中心市街地整備推進機構で…(略)」とあるが、法改正によって、 <u>第61条第1項</u> への条ずれが生じている。	改正	
見直し結果			
改廃等の必要	理由	特記事項	
現行どおり	理念条例であり、現在においてもその役割は明確で意義のあるものである。		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。